

平 30.10.23  
総 19 - 4

# 参 考 資 料

〔個人所得課税〕

平成 30 年 10 月 23 日 (火)

財 務 省

# 目 次

議論の経緯等 .....	P 3
経済社会の変化 .....	P 8
所得税の課税方式 .....	P 11
老後の資産形成に関する制度等 .....	P 15
主要国の年金制度・年金税制 .....	P 21
諸外国の金融税制 .....	P 33
その他 .....	P 37

# 議論の経緯等

# 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（抄）

平成27年11月  
政府税制調査会

## 第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

### Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

#### 3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

##### (2) 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築

老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みとしては、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度のほか、企業年金・個人年金等に関連する諸制度が存在する。これらの制度は、就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている。このため、金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討していく必要がある。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえた検討が必要である。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要がある。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意することが求められる。

#### 4. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

「論点整理」でも指摘したとおり、公的年金の給付水準について中長期的な調整が行われていく見込みとなっている中、公的年金の役割を補完する観点からも、老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。これらの制度については、就労形態や勤務先企業によって、また、投資対象となる金融商品によって、利用できる制度が細分化されており、税制上受けられる支援の大きさも異なっている。

老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する観点からは、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していくことが重要である。他方、企業が設けている福利厚生制度も含め既に様々な制度が存在している中、多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設計を行っていることにも留意しつつ、社会保障制度等の関連する政策との連携を含めた総合的な対応を検討する必要がある。まずは、こうした実情も踏まえた専門的・技術的な見地から専門家の間で論点を整理した上で議論を行うことが適切である。また、こうした制度の構築には昨年より導入されている個人番号の活用が有用と考えられるが、その利用状況も念頭に置く必要がある。

## 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②(抄)

平成29年11月  
政府税制調査会

### 3. 個人所得課税の見直し

#### (3) 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方

公的年金の役割を補完する観点から、老後の生活に備えるための自助努力を支援していく必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。これらの制度については、就労形態や勤務先企業によって、また、投資対象となる金融商品によって利用できる制度が細分化されており、受けられる税制上の支援の大きさも異なっている。また、退職給付についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが大きく異なる仕組みとなっていることに加え、退職所得控除は勤続期間が20年を超えると控除額が急増する仕組みとなっていることが、転職に対して中立的ではなく、働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。

老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援し、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していく観点から、上記の諸制度を包括的に見直していくことが重要である。多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設計を行っていることにも十分に留意しつつ、細分化された各制度を包括的に取り扱う総合的な枠組みについて、社会保障制度等の関連する政策との連携を含め、検討を進めるべきである。まずは、こうした実情も踏まえた専門的・技術的な見地から専門家の中で論点を整理した上で議論を行うことが適切である。

## 平成30年度税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日  
自由民主党  
公明党

### 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

#### 1 個人所得課税の見直し

##### (2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

#### 2 デフレ脱却・経済再生

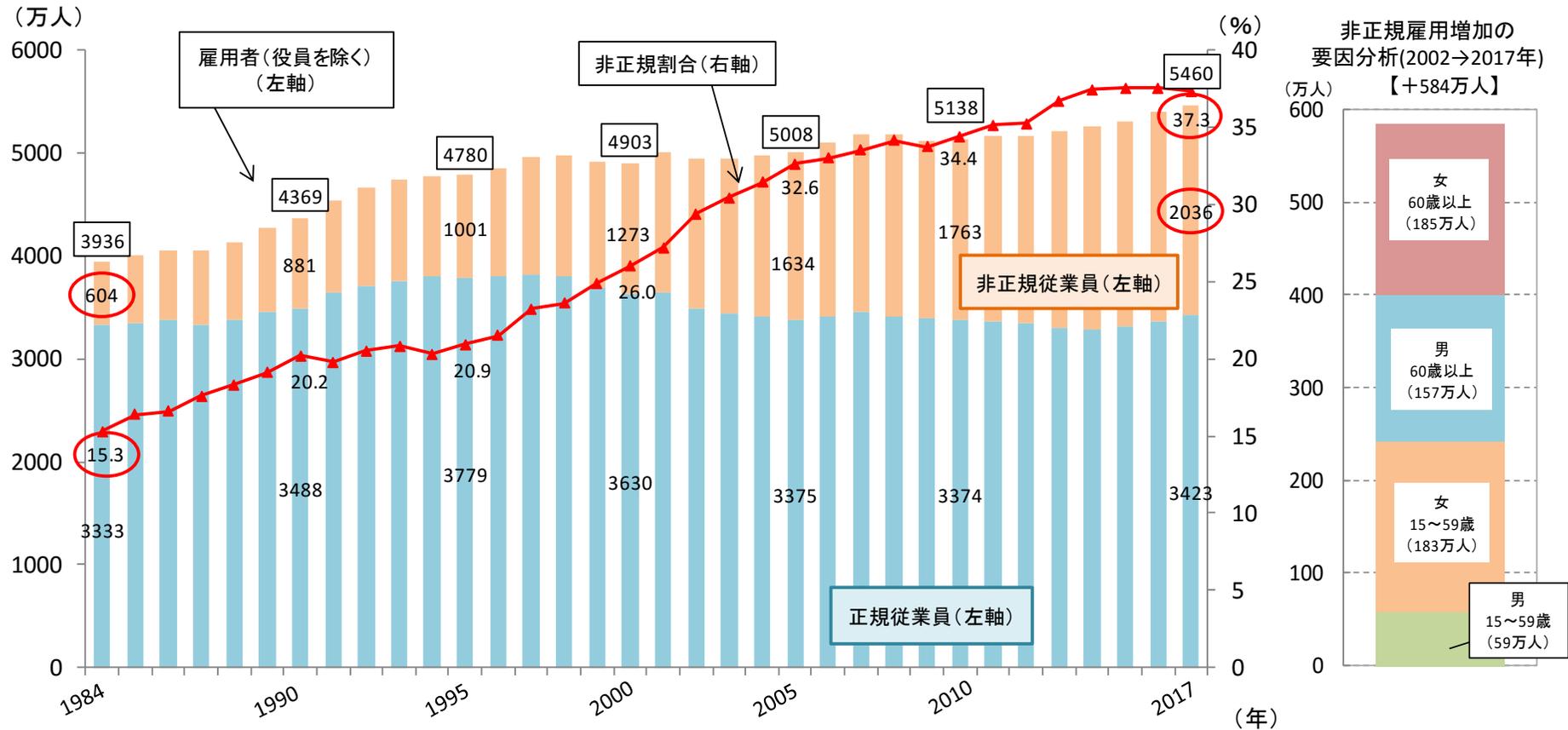
##### (5) その他考慮すべき課題

- ④ 金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

# 経済社会の変化

## 正規・非正規雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用の割合は長年上昇してきたが、ここ数年は横ばい状態となっている。
- 近年(2002年～2017年)の非正規雇用者数の増加(約584万人)のうち、半数以上(約342万人)は60歳以上の男女によるものだが、59歳以下の男女の非正規雇用者も約242万人増加している。



(出所) 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」

(注1) 「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

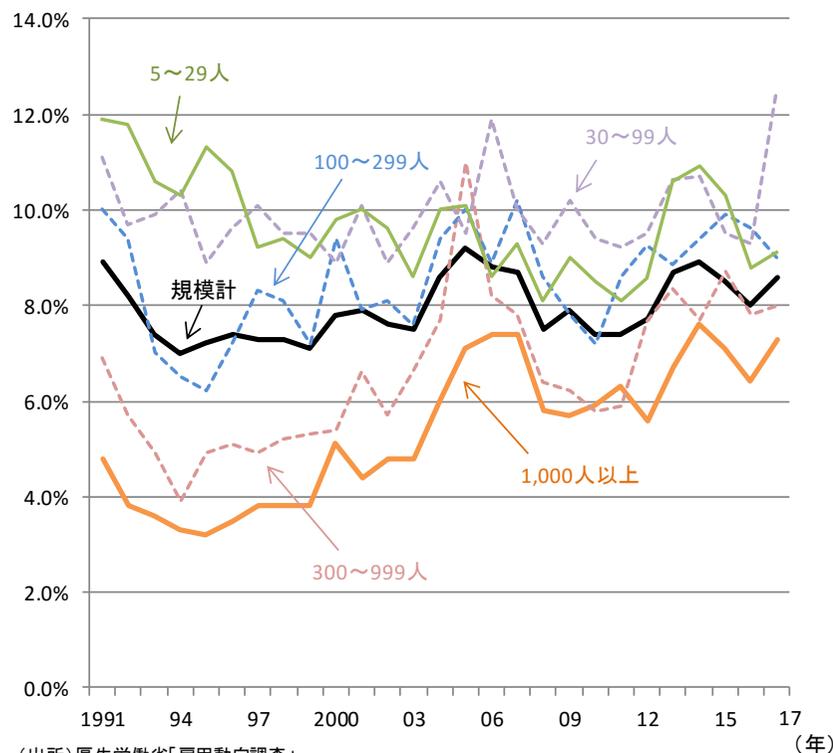
(注2) 2011年の数値は補完推計値を使用している。

(注3) 「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

## 転職入職率と勤続年数別分布の推移

- 一般労働者の転職の動向を示す「転職入職率」は、5～29人規模の企業では長期的に低下傾向にあるものの、中小企業は総じて高い水準で推移。一方、1,000人以上の大企業においては、「転職入職率」が長期的に高まっている。
- 一般労働者の勤続年数は、男女25～54歳において、「10年以上」の割合がやや低下している。

一般労働者の企業規模別転職入職率の推移

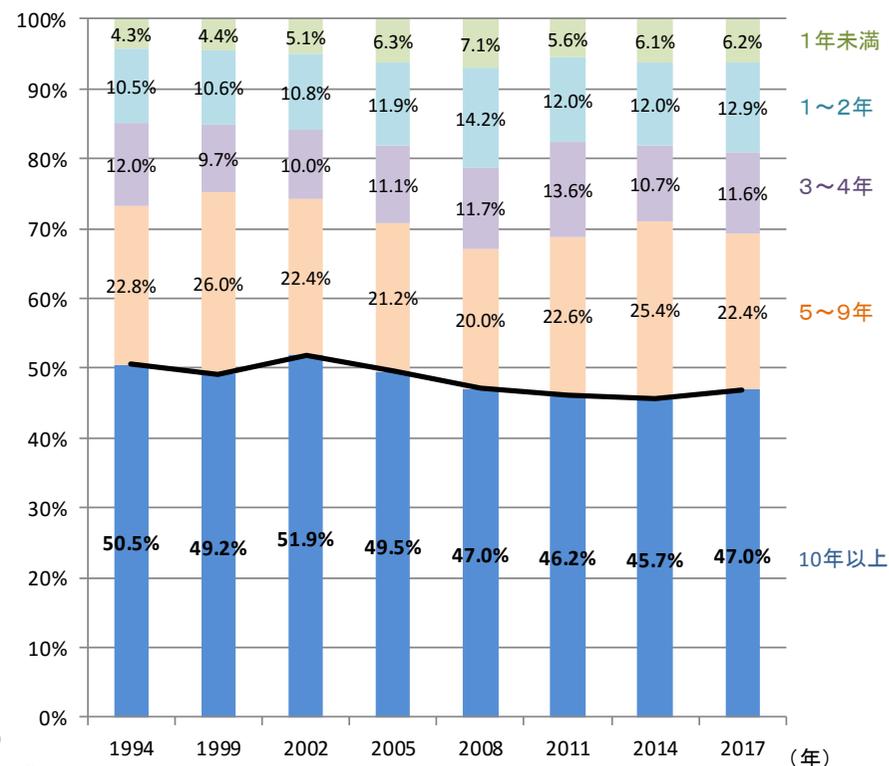


(出所)厚生労働省「雇用動向調査」

(注)一般労働者の転職入職率=(一般労働者の転職入職者/1月1日現在の一般労働者数)×100。転職入職者とは、入職者(調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。)のうち、入職前1年間に就業経験のある者のことをいう。ただし、「内職」や1か月未満の就業は含まない。

(参考)一般労働者とは、常用労働者のうち「パートタイム労働者」又は「短時間労働者」(「1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者」又は「その事業所の一般の労働者より1週の所定労働日数が少ない者」)以外の者をいう。

一般労働者の勤続年数別分布の推移(男女25～54歳)



(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注)「民営+公営」のもの。

# 所得税の課税方式

# 所得の概念

消費型（支出型）所得概念

各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と概念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方

取得型（発生型）所得概念

各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方

包括的所得概念（純資産増加説）

制限的所得概念（所得源泉説）

○ 利子・配当・地代・利潤・給与等、  
反復継続的に生ずる利得

○ 一時的・偶発的・恩恵的利得  
（キャピタル・ゲインなど）

× 帰属所得  
× 未実現のキャピタル・ゲイン（注）

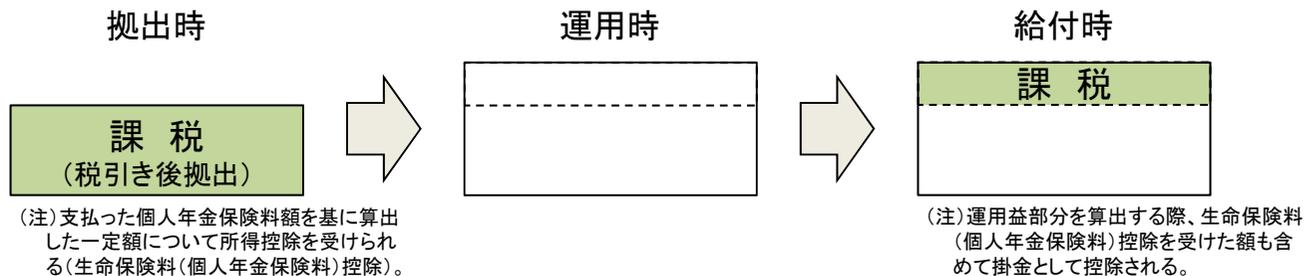
（注）平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

## 所得税における貯蓄等に対する課税のあり方(イメージ)①

【基本的考え方】取得型(発生型)所得概念の下での包括的所得税では、あらゆる経済的利得について発生時点で課税ベースに算入されることから、拠出時課税(Tax)、運用時課税(Tax)、給付時非課税(Exempt)(TTE型)となる。



【① 個人年金保険】加入者の掛金拠出は税引き後の所得から行われ、運用益は給付時に課税される。(TET型)

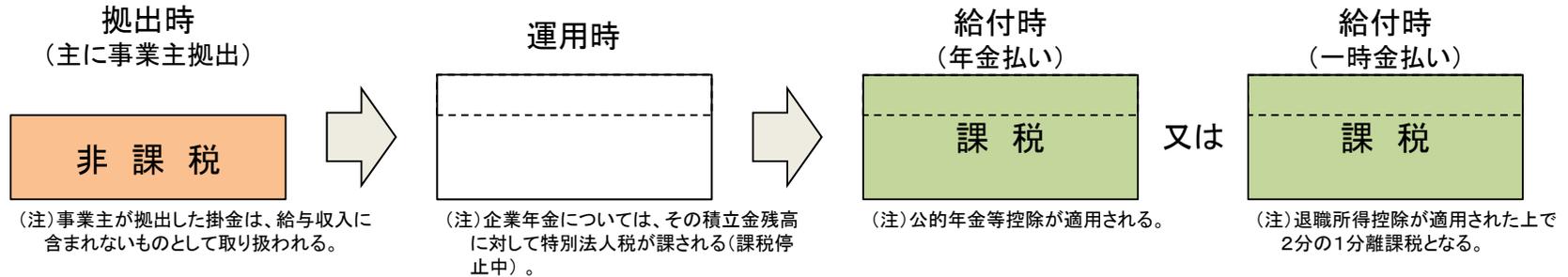


【② NISA、障害者等マル優等、財形住宅・年金貯蓄】政策的配慮により運用益が非課税とされる。(TEE型)

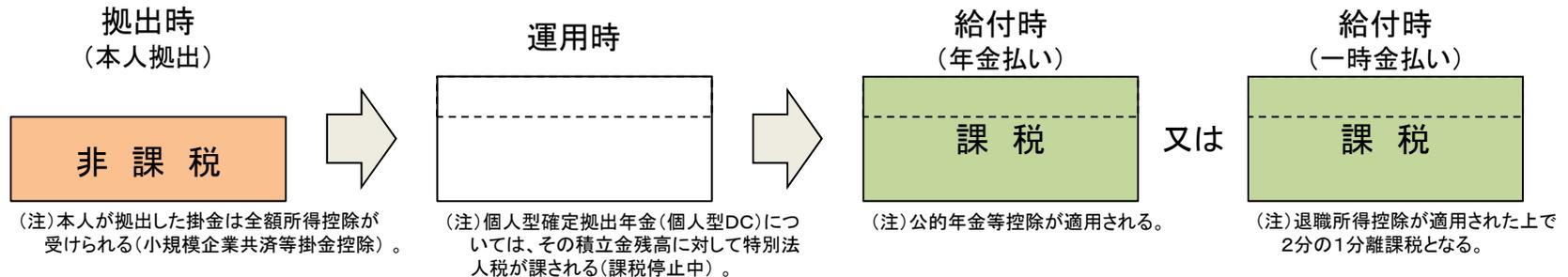


## 所得税における貯蓄等に対する課税のあり方(イメージ)②

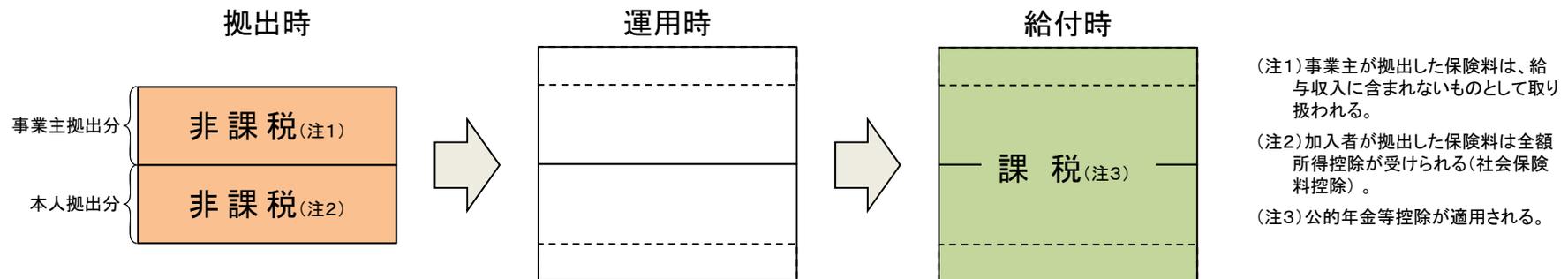
【③ 企業年金、中小企業退職金共済】事業主が拠出した掛金は、給与収入に含まれないものとして取り扱われ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



【④ 個人型確定拠出年金(個人型DC)、小規模企業共済】加入者が拠出した掛金は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)

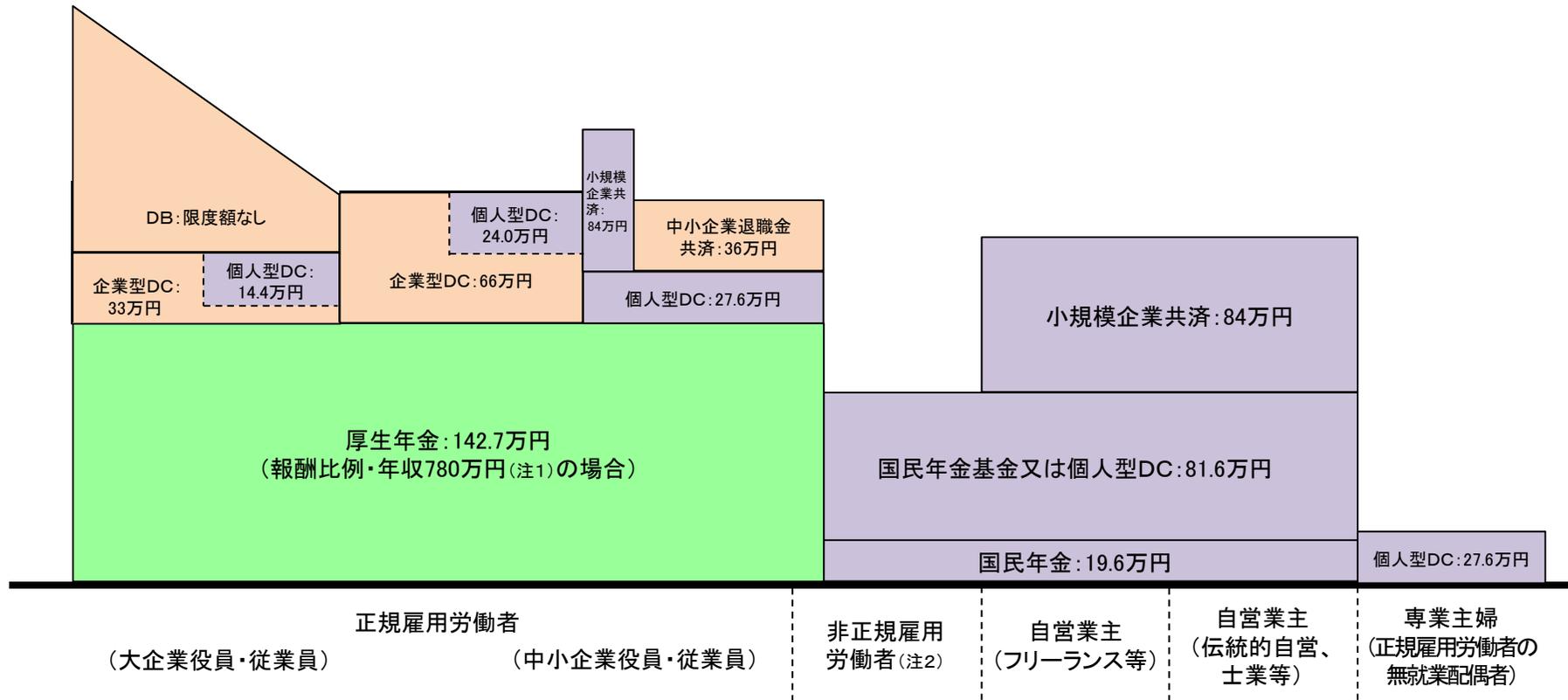


【⑤ 公的年金、国民年金基金】事業主・本人が拠出した保険料は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



# 老後の資産形成に関する制度等

## 公的年金、私的年金、退職金共済等に係る年間拠出限度額の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの
----------------	----------------	---------------

(注1) 大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額(給与が月額50万円、賞与合計が180万円(2回に分けて支給)として仮定)。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成30年度時点の保険料・率を基にしている。

(注2) 非正規雇用労働者のうち、国民年金第2号被保険者(厚生年金加入者)は企業型DB・DCに制度上加入可能。また、国民年金第1号被保険者も中小企業退職金共済に制度上加入可能。

# DB・DCの創設経緯

- DB・DCの創設は、企業の退職給付会計に新しい基準が導入されたことが共通の要因。
- DBは、企業の退職給付制度の中で早期退職や一時金支給等の企業のニーズに柔軟に対応できるよう設計された適格退職年金と厚生年金基金を継承する制度として創設された一方、DCは、米国401(k)プランを参考に新しい企業年金として我が国に導入された。

## <既存制度に対する問題意識>

厚生年金基金	適格退職年金
退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加	

両制度の受け皿として、3階部分のみの確定給付型の制度創設の要望

受給権保護強化の要望

## <企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準 (平成12年4月導入)
企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

母体企業の財務への影響を軽減する制度への要望

## <社会経済情勢との関係>

米国 401(k)プラン
米国で401(k)プランの導入が、株式市場の活性化に大きな影響を与える

確定拠出型の制度の創設が、貯蓄から投資への動きを促し、景気回復に結びつくのではないかと期待

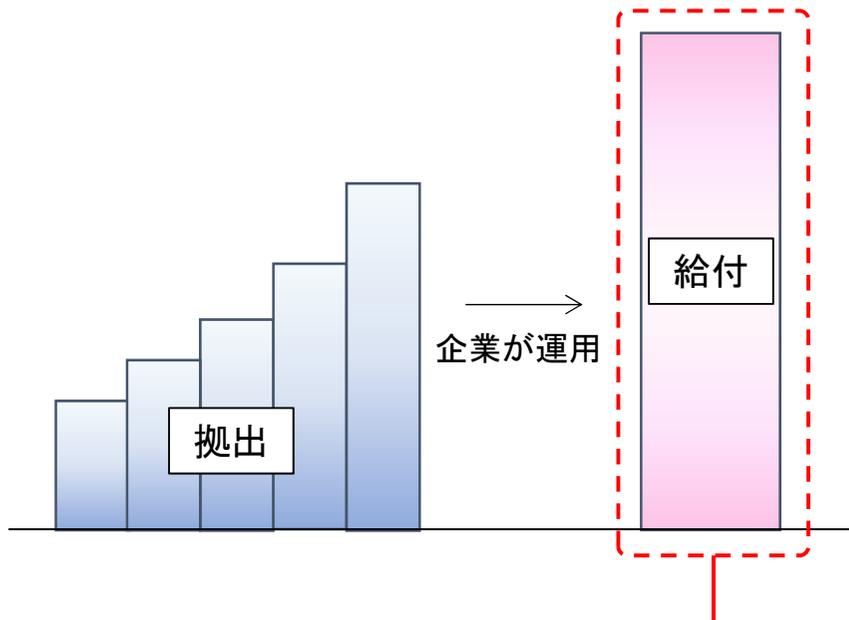


(出所) 企業年金研究会『平成19年企業年金制度の施行状況の検証結果』、DB・DC法案審議をもとに作成

## 確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)

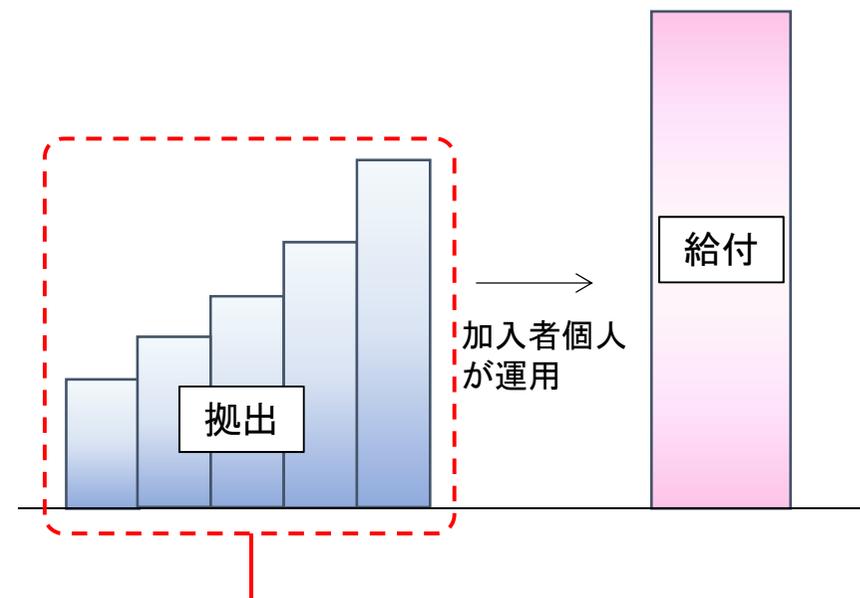
- 我が国の企業年金は、「確定給付企業年金法」及び「確定拠出年金法」に基づき運営。
- 確定給付企業年金(Defined Benefit(DB))は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 確定拠出年金(Defined Contribution(DC))は、あらかじめ事業主が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

### 確定給付企業年金(DB)



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

### 確定拠出年金(DC)



あらかじめ拠出額が決まっている

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年成立）

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

### I 概要

※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 ★は平成27年度税制改正関係

#### 1 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

#### 2 ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

#### 3 DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

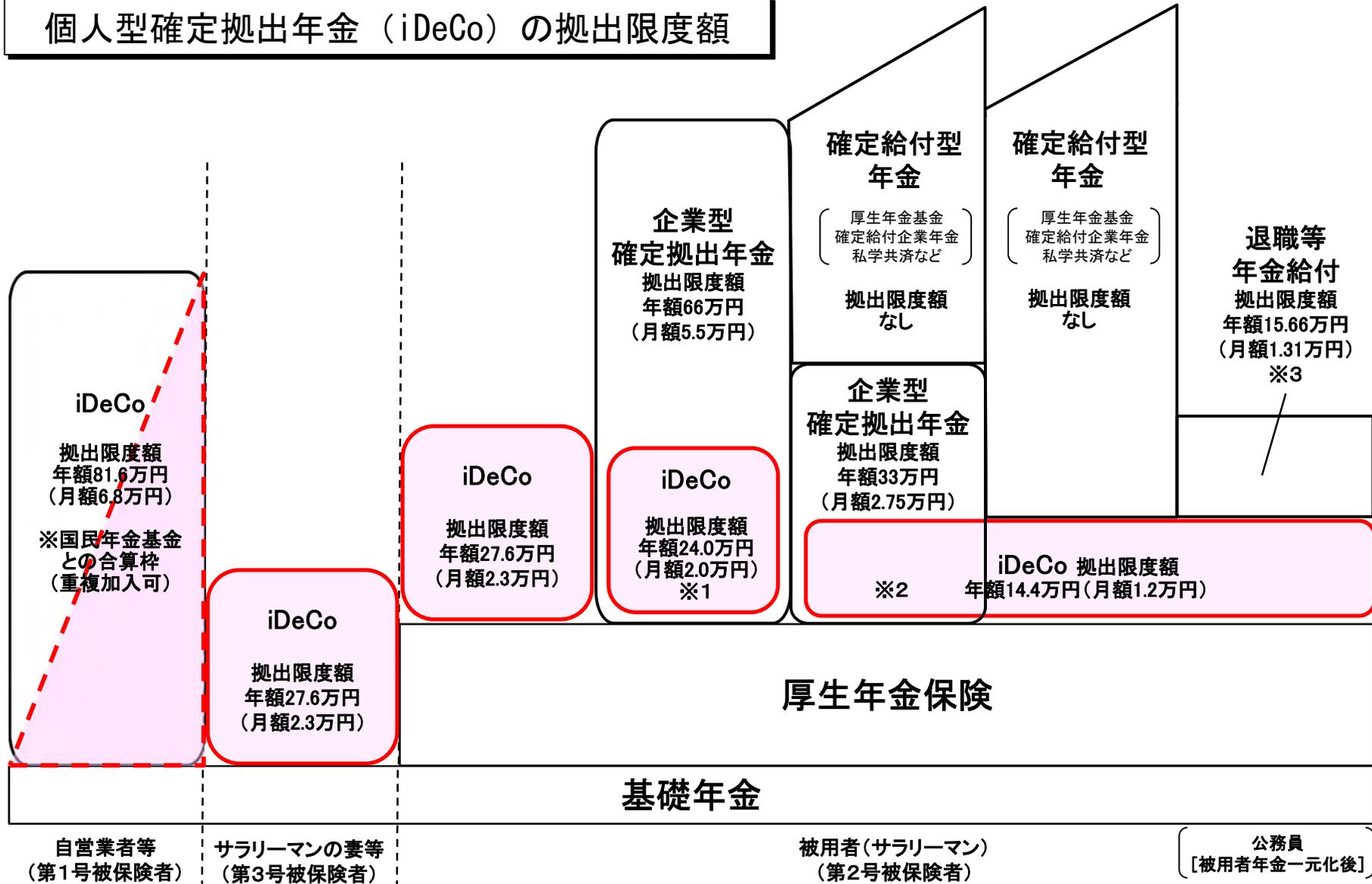
#### 4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

### II 施行期日

- ・ 2①、4は、平成29年1月1日（1③は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- ・ 1①②、2②、3は、公布の日（平成28年6月3日）から2年以内で政令で定める日

# 個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額



- ※1 企業型確定拠出年金のみを実施する企業の場合、企業型確定拠出年金への事業主掛金の拠出限度額を年額42.0万円とすることを規約で定めたときに限り、当該企業の従業員の個人型確定拠出年金への加入 (拠出限度額:年額24.0万円)を認める。
- ※2 企業型確定拠出年金と確定給付型年金を実施する企業の場合、企業型確定拠出年金への事業主掛金の拠出限度額を年額18.6万円とすることを規約で定めたときに限り、当該企業の従業員の個人型確定拠出年金への加入 (拠出限度額:年額14.4万円)を認める。
- ※3 退職等年金給付の保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額の上限62万円、標準期末手当等の額の上限150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

# 主要国の年金制度・年金税制



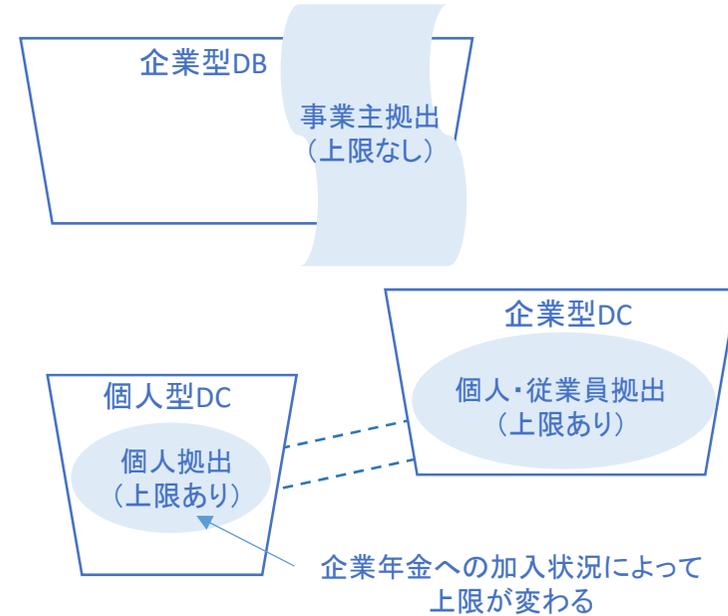
# 日本の私的年金の拠出時及び給付時課税の概要

未定稿

※国際比較の便宜上、企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。

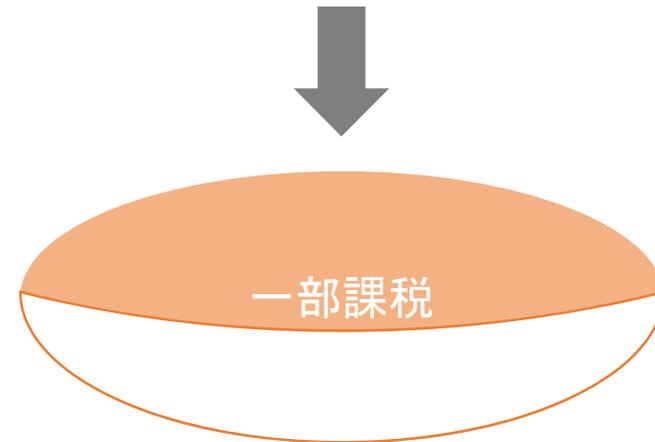
拠出時の課税

	従業員(個人)拠出	事業主拠出
企業型DB	原則拠出なし (拠出した場合は生命保険料控除(年4万円))	損金算入可 (上限なし)
企業型DC	原則事業主が拠出(但し従業員(個人)も事業主負担を超えない範囲で拠出可能) 所得控除可・損金算入可 上限あり ⇒年66万円まで	
個人型DC (iDeCo)	所得控除可 (上限あり) ・企業年金に未加入:年27.6万円 ・企業型DCに加入:年24万円 ・企業型DBIに加入:年14.4万円	原則拠出なし (中小企業について一部拠出可能(損金算入可))



給付時の課税

	給付時課税
企業型DB	一部課税 (年金払いの場合、雑所得として課税。所得の計算上、公的年金等控除を適用※)
企業型DC	
個人型DC (iDeCo)	



※一時金払いの場合、退職所得又は一時所得として課税。



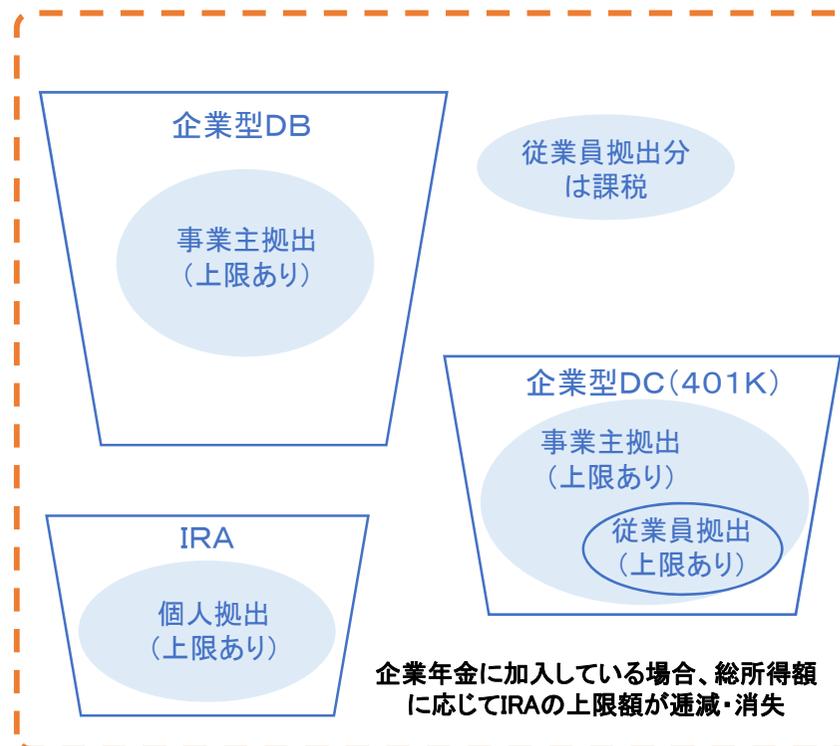
# アメリカの私的年金の拠出時及び給付時課税の概要

未定稿

※国際比較の便宜上、企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。

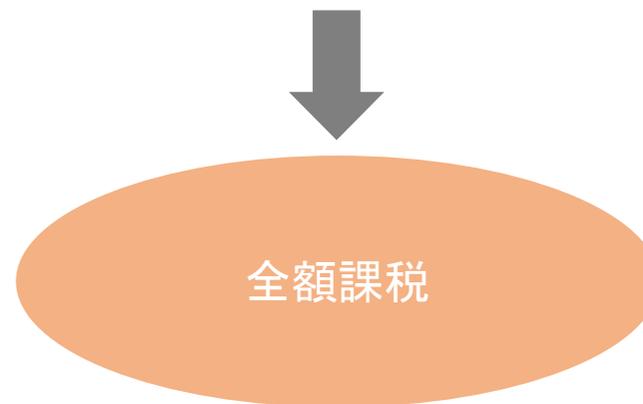
拠出時の課税

	従業員(個人)拠出	事業主拠出
企業型DB	原則拠出なし (拠出した場合の控除なし)	損金算入可 (上限あり⇒(給付額が、年\$220,000(2,486万円)もしくは最も給与が高かった連続3年間の平均給与額のうち、低い方を超えない水準等まで拠出可能)
企業型DC(401K)	所得控除可・損金算入可 上限あり ⇒従業員は、年\$18,500(209.1万円)もしくは年間給与等のうち低い方) ⇒事業主は、従業員拠出と合計で年\$55,000(621.5万円)。全加入者の給与総額の25%まで	
個人退職勘定(IRA)	所得控除可 (上限あり⇒年\$5,500(62.2万円)もしくは年間給与のうち低い方。ただし、他に企業年金に加入している場合は上限額が逡減・消失)	原則拠出なし



給付時の課税

	給付時課税
企業型DB	全額課税 ※拠出時に控除されなかった部分について、年金給付額から相当額を控除可能な場合あり。
企業型DC(401K)	
個人退職勘定(IRA)	



※企業型DC及びIRAについて「ロス型」の場合は、拠出時に控除がなく、給付時非課税となる  
(備考)邦貨換算レート：1ドル=113円(基準外国為替相場：平成30年(2018年)1月中適用)。

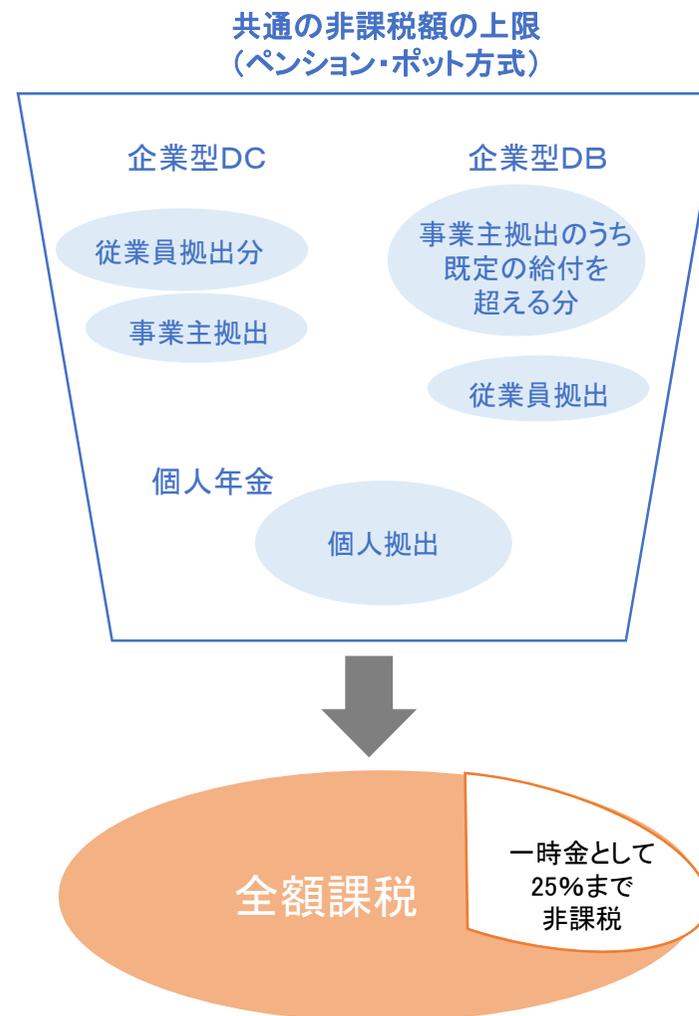


# イギリスの私的年金の拠出時及び給付時課税の概要

未定稿

※国際比較の便宜上、企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。

拠出時の課税		従業員(個人)拠出	事業主拠出
	企業型DB	<b>従業員(個人)拠出・事業主拠出を全て合わせて非課税上限を管理。</b> 具体的には、以下のうち最も低い額。 ・ 年間給与総額 ・ 年£40,000(596万円) ※ DB型の場合、年£36,000(536.4万円)が上限 ※ 高所得者については年間限度額が£10,000(149万円)まで通減 なお、生涯計£103万(1億5347万円)まで	
	企業型DC		
	個人年金		
	※未使用枠については3年間繰越可能		



給付時の課税		給付時課税
	企業型DB	<b>全額課税</b> (一時金として25%まで非課税で引き出し可)
	企業型DC	
	個人年金	

(備考)邦貨換算レート：1ポンド=149円(基準外国為替相場：平成30年(2018年)1月中適用)。



# カナダの私的年金の拠出時及び給付時課税の概要

未定稿

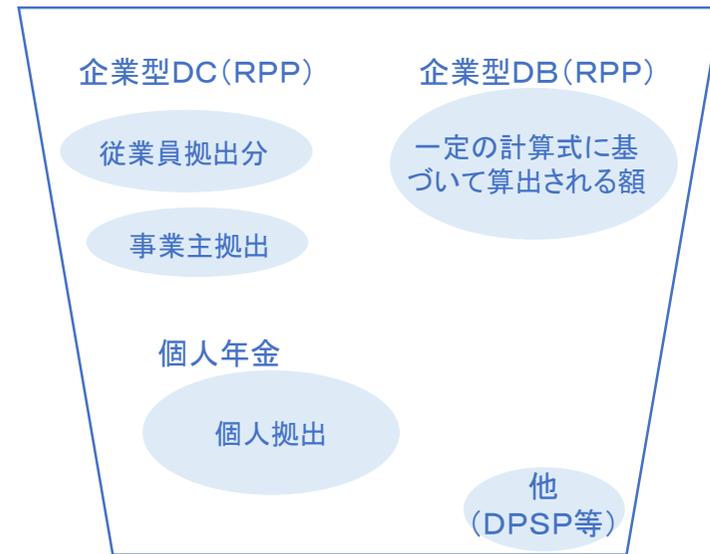
※国際比較の便宜上、企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。

拠出時の課税

	従業員(個人)拠出	事業主拠出
企業型DB (DB型RPP)	<b>個人拠出・従業員拠出・事業主拠出を全て合わせた非課税上限は、以下のうち低い額を基準とし、下記の計算方法に沿って算出。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年所得の18%</li> <li>前年のDC拠出の上限額(26,230C\$ (231万円))</li> </ul> ※未使用枠については無期限繰越可能  計算上は <ol style="list-style-type: none"> <li>RRSPの上限として上記額が決まっており、</li> <li>前年のDB型への拠出(一定の計算方法あり)と前年のDC型への拠出額等が上記額から減算されていく仕組み。</li> </ol> ※ DB型、DC型にもそれぞれ上限額がある ※ DB型、DC型以外にも、DPSP(企業が収益の一部を従業員への拠出にあてる制度)等への拠出も共通枠から減算される。	
企業型DC (MP型RPP)		
個人年金 (RRSP)		

(備考) RPP=Registered Pension Plan, MP=Money Purchase, RRSP=Registered Retirement Savings Plan, DPSP=Deferred Profit Sharing Plan

共通の非課税額の上限  
(コントリビューション・ルーム方式)



給付時の課税

	給付時課税
企業型DB (DB型RPP)	<b>全額課税</b> (2,000C\$(17.6万円)を上限とした税額控除あり)
企業型DC (MP型RPP)	
個人年金 (RRSP)	

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=88円(基準外国為替相場：平成30年(2018年)1月中適用)。



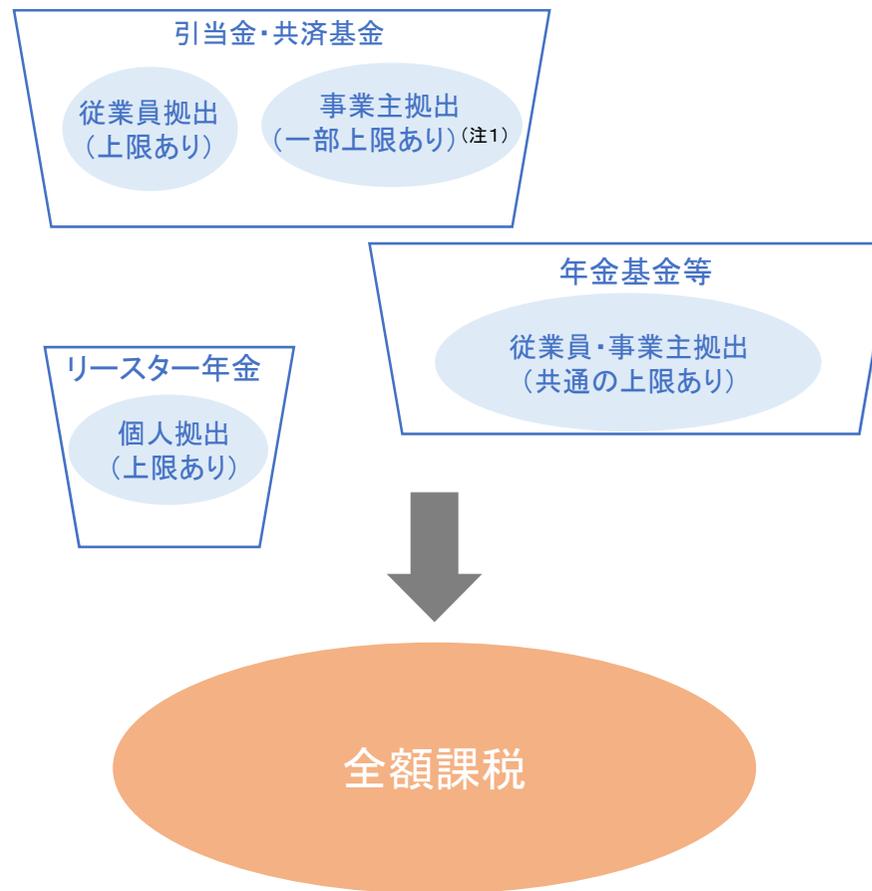
# ドイツの私的年金の拠出時及び給付時課税の概要

未定稿

※国際比較の便宜上、企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。

拠出時の課税

	従業員(個人)拠出	事業主拠出
引当金・ 共済基金 (DB)	<b>原則拠出なし</b> (拠出した場合は所得控除可。上限は、拠出対象上限額の4%、約€3,120(41.2万円))	<b>損金算入可(注1)</b> (一部上限あり)
年金基金・ 直接保険・ 年金金庫 (DB・DC)	<b>所得控除可・損金算入可</b> (上限あり⇒拠出対象上限額の8%、約€6,240(82.4万円))	
リースター 個人年金	<b>所得控除可(注2)</b> (上限あり⇒年€2,100(27.7万円))	<b>拠出なし</b>



給付時の課税

	給付時課税
引当金・ 共済基金	<b>全額課税(注3)</b>
年金基金・ 直接保険・年金金庫	
リースター個人年金	

(注1)事業主拠出に係る損金算入について引当金には上限額なし、共済基金に関しては一定の条件の下で、上限あり。

(注2)補助金との選択制。

(注3)引当金・共済基金については、給与所得として課税。2018年支給開始の場合、給付の19.2%が非課税(但し上限€1,440(19万円))となっているが2040年までに全額課税となる予定。

(備考)邦貨換算レート：1ユーロ=132円(基準外国為替相場：平成30年(2018年)1月中適用)。

# フランスの私的年金の拠出時及び給付時課税の概要

未定稿

※国際比較の便宜上、企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。

拠出時の課税		従業員(個人)拠出	事業主拠出
	企業型DB	原則拠出なし	損金算入可 (上限なし)
	企業型DC	<b>所得控除可・損金算入可 共通の上限あり</b> 計算上は ① 個人型DCの限度額は、前年の所得金額の10% (上限€30,893(349万円))もしくは€3,862(43.6万円) のうち大きい方の額 ② ただし、この個人型DCの限度額から、企業型DC への拠出額を減算 (なお、企業型DCとして拠出できる限度額は€25,428 (335.6万円)(事業主の拠出額を含む))	
個人年金 (一般退職年金プラン)			

企業型DB  
事業主拠出(上限なし)

企業型DC・個人年金  
個人年金(上限あり)  
企業型DC(従業員・事業主拠出分: 上限あり)

給付時の課税		給付時課税
	企業型DB	<b>課税 (10%の概算控除あり)</b> ⇒各世帯構成員一人あたり最低控除額は383€(5.1万円)で、世帯当たり控除限度額は3,752€(49.5万円)
	企業型DC	
個人年金(一般退職年金プラン)		

課税  
10%の概算控除

※個人年金については、拠出時も給付時も課税されるタイプのプランもある。

(備考)邦貨換算レート：1ユーロ＝132円（基準外国為替相場：平成30年（2018年）1月中適用）。

# 主要国における公的年金税制

未定稿

(2018年1月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ	フランス
制度類型			EET	TET	TET	EET	EET	EET
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) <sup>(注3)</sup>	控除あり (限度額あり) <sup>(注4)</sup>	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) <sup>(注3)</sup>	控除あり (限度額あり) <sup>(注4)</sup>	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者の給与課税	なし	なし	なし	なし	なし	なし
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 <sup>(注1)</sup>	一部課税 <sup>(注2)</sup>	課税	課税	課税 <sup>(注5)</sup>	課税 <sup>(注6)</sup>

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㊦給付の50%、㊧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㊨給付の85%、㊩「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象。担税力減殺及び二重課税への配慮のためとされている)。

(注3) 年間拠出上限額以上を超えると、拠出につき税額控除されない。拠出上限額については毎年更新される。

(注4) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2018年に86%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2018年に72%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

(注5) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2018年は76%、2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注6) 年金額に対する10%の控除(各世帯構成員一人あたり最低控除額383ユーロ、世帯あたり控除限度額3,752ユーロ)が認められる。

# 主要国における企業年金に係る税制

未定稿

(2018年1月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ		フランス
制度類型		EET	EET (注3)	EET	EET	引当金・共済基金	年金基金・直接保険・年金金庫	EET
						EET	EET	
拠出段階	本人負担分	控除あり (注1)	控除あり (注3) (限度あり)	控除あり (注4) (限度あり)	控除あり (注6) (限度あり)	控除あり (限度あり)	拠出対象上限額の8%まで控除あり 超過分は従業員所得とみなされ源泉課税	控除あり (注8) (限度あり)
	事業主負担分 (事業主)	損金算入	損金算入 (限度あり)	損金算入	損金算入	損金算入 (一部限度あり)	損金算入	損金算入 (注8) (限度あり)
運用段階		非課税 ※特別法人税停止	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階		一部課税 (注2)	課税 (本人拠出相当額(課税分)を除く)	課税 (注5)	課税	課税 (注7)	課税	課税 (注9)

(注1) 確定給付企業年金については一般の生命保険料控除が適用(年4万円)

(注2) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注3) DB型については原則本人負担なし。DC型については、主要な制度である401Kを前提にしている。また、ロス401KについてはTEE型。

(注4) 年間給与総額及び年間掛金 $\text{€}40,000$ (過去3年分繰越可能)のいずれか少ない額まで控除可。また、生涯許容限度額( $\text{€}1,030,000$ )も存在。

(注5) 一時金として25%まで非課税で引き出し可。

(注6) 拠出上限額まで控除される。2018年における拠出上限額は、前年度所得の18%、又は26,500カナダドルのうち少ない方が適用される(DC型)。DB型の拠出上限額は、DC型の上限額の1/9。

(注7) 2018年支給開始の場合、給付の19.2%が非課税(ただし上限1,440€)。2040年までに全額課税となるように非課税率を段階的に引き下げ。

(注8) DB型については原則本人負担なしかつ損金算入は上限なし。DC型については、本人負担分の控除額と事業主の損金算入額の上限は、合算して25,428€。限度超過部分は従業員の給与所得として課税。

(注9) 10%の概算控除あり(各世帯構成員一人あたり最低控除額は383€で、世帯当たり控除限度額は3,752€)

## 主要国における個人年金に係る税制

(2018年1月現在)

	日本	アメリカ		イギリス	カナダ	ドイツ		フランス
制度名	個人型DC	伝統的IRA	ロスIRA	①個人年金 ②ステークホルダー年金	RRSP	リースター年金	リユールツプ年金	PERP
制度類型	EET型	EET型	TEE型	EET型	EET型	EET型 (tEET型)	EET型	EET型
拠出段階	控除あり(注1)	控除あり(注3) (限度あり)	課税	控除あり(注4) (限度あり)	控除あり(注6) (限度あり)	補助金もしくは控除	控除あり	控除あり(注8) (限度あり)
運用段階	非課税 ※特別法人税停止	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階	一部課税	課税	非課税 ※適格給付の場合	課税(注5)	課税(注7)	課税	課税	課税(注9)

(注1)日本における限度額は81.6万円。

(注2)給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注3)5,500ドル(50歳以上の者については6,500ドル)又は年間給与等のうちいずれか低い方まで控除可。また、本人又は配偶者がほかにも企業年金に加入している場合は所得に応じて限度額が通減・消失。

(注4)年間給与総額及び年間掛金 $\leq$ 40,000(過去3年分繰越可能)のいずれか少ない額まで控除可。また、生涯許容限度額( $\leq$ 1,030,000)も存在。

(注5)一時金として25%まで非課税で引き出し可。

(注6)限度額は、前年所得の18%又は前年のDC拠出の上限額(26,230カナダドル(2017年))のうち少ない方から、前年のDB型への拠出と前年のDC型への拠出額等を減算し、昨年の余剰拠出枠を足す。

(注7)住宅資金(HBP)や、生涯学習(LLP)のための引き出しは一部は非課税。

(注8)限度額は前年の所得金額(上限 $\leq$ 30,893(349万円)の10%か、 $\leq$ 3,862(43.6万円)のうち大きい額)

(注9)10%の概算控除あり(各世帯構成員一人あたり最低控除額は383 $\leq$ €で、世帯当たり控除限度額は3,752 $\leq$ €)

米国の個人退職勘定 (IRA: Individual Retirement Account) の概要

未定稿

(2018年1月現在)

		伝統的 I R A (給付時課税型)	ロス I R A (拠出時課税型)
導入年		1974年	1997年
拠出可能年齢		70.5歳未満	制限なし
年間拠出限度額 (注1)		5,500ドル (注2) 又は年間給与等のうち いずれか低い方の額	左記の伝統的 I R A への年間拠出限度額 から 伝統的 I R A への年間拠出額を減算した額
所得制限		[所得控除限度額に係る所得制限 (注3)] 単身の場合 : 7.3万ドル 夫婦共同申告の場合 : 12.1万ドル	[年間拠出限度額に係る所得制限 (注4)] 単身の場合 : 13.5万ドル 夫婦共同申告の場合 : 19.9万ドル
税務上の 取扱い	拠出時	非課税 (5,500ドル (注2) 又は年間給与等のうち いずれか低い方の額を限度とする所得控除)	課税 (所得控除なし)
	運用時	非課税	非課税
	給付時	課税	非課税 (但し、適格給付 (注5) である必要)
給付開始年齢		59.5~70.5歳	制限なし
早期給付 (59.5歳到達以前) による10%加算税		あり	あり (非適格給付の場合のみ)

(注1) 超過拠出額に対して6%の加算税 (additional tax) が生じる。

(注2) 50歳以上の者については6,500ドル (キャッチアップ拠出)。

(注3) 当該金額は、拠出額に係る所得控除限度額が完全にフェーズアウトする所得金額 (企業年金加入者の場合)。単身の場合、調整総所得金額が6.3万ドル (夫婦共同申告の場合は10.1万ドル) を超過すると、拠出額に係る所得控除限度額が逡減していく仕組みとなっている。

(注4) 当該金額は、年間拠出限度額が完全にフェーズアウトする所得金額。単身の場合、調整総所得金額が12万ドル (夫婦共同申告の場合は18.9万ドル) を超えると、年間拠出限度額が逡減していく仕組みとなっている。

(注5) 適格給付の要件とは、ロス I R A 勘定を5年以上維持していること及び下記のいずれかの要件を満たすこと

- ・ 給付時に59.5歳以上であること
- ・ 死亡時に遺産財団等のために贈られるものであること
- ・ 障害を負った個人に帰属するものであること
- ・ 初めて住宅を購入する個人、配偶者又は直系親族のために充てること (生涯累計で1万ドル上限)

## ○リースター年金の目的・評価

- ・ドイツにおける老後所得保障に係る制度としては、公的年金、企業年金、個人年金が存在。伝統的に公的年金の給付水準が高かったが、2000年代以降、少子高齢化による財源不足問題等により、給付水準引下げや支給開始年齢の引上げ等の年金制度改革を実施。
- ・公的年金の給付抑制が進められる中で、それを補完して老後に備える自助努力を支援するため、2002年に助成金又は税制優遇（拠出時非課税）が受けられる個人年金（リースター年金）を導入。リースター年金の保険料に係る所得控除限度額（2,100ユーロ）は、公的年金の所得代替率の引下げ（70%→67%）を埋め合わせるという考え方の下に設定されている。

（参考）年金報告書において、リースター年金を含めた所得代替率を算出

※ 2009年時点で52.0%となっている公的年金の所得代替率は、2026年には46.0%にまで低下するが、リースター年金を含めると51.6%とほぼ同水準を維持できる見通しを示す。

- ・他方で、所得が低い者は積立を行う余裕がなく、リースター年金の保険料を払うことが難しいため、課題となっている。また、加入件数は1,600万件前後で伸び悩んでいる。

## リースター年金の概要

		リースター年金
導入年		2002年
助成金/税制優遇		助成金又は所得控除 ①基本助成金 年175ユーロ(2.3万円)＋児童助成金(300ユーロ/人(4万円)) ②所得控除 最大2,100ユーロ(28万円)
税務上の 取扱い	拠出時	非課税
	運用時	非課税
	給付時	課税
主な加入対象者		公的年金加入の被用者(とその配偶者)

※ 給付開始年齢(原則62歳)前の引出しは、助成金・税制優遇相当分を返却しなくてはならない。

(備考) 邦貨換算レートは1ユーロ＝132円(裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(参考) 公的年金が存在しない自営業者のための任意加入の年金として2005年にリユールップ年金を導入。

# 諸外国の金融税制

○ 導入年次 : 1999年<sup>(注1)</sup>

(2018年1月現在)

○ 制度趣旨 : 貯蓄習慣の奨励

○ 概 要

	預金型口座	株式型口座	イノベーティブ・ファイナンスISA	ライフタイムISA
投資対象	預貯金等	株式、公社債、投資信託等	ピア・ツー・ピア・ローン <sup>(注3)</sup> クラウドファンディング	預貯金、株式
非課税対象	利子	配当、譲渡益等	利子等	利子・配当等
年間拠出限度額 <sup>(注2)</sup>	全口座合計で20,000ポンド(298万円) <sup>(注4)</sup>			※ライフタイムISAは年4,000ポンド(59.6万円)の上限あり。 <sup>(注5)</sup>
累計拠出限度額	制限なし			
保有期間	制限なし			保有制限はないが50歳からは拠出不可
口座開設者	16歳以上の英国居住者	18歳以上の英国居住者		18歳以上40歳未満の英国居住者

(注1) 10年間の時限措置として導入されたが、2008年に恒久化。

(注2) 未使用枠は翌年以降に繰り越されない。

(注3) 銀行を介さない個人間の、他の人や事業への直接的な投資提供を指す。

(注4) 従来、各口座への拠出額はそれぞれ制限されていたが、2014年7月より、ISAの年間拠出限度額は全口座通算で利用可能となった。

(注5) ライフタイムISAは、自己拠出分の25%を政府が追加で口座に拠出(自己拠出の上限が年間4,000£のため、政府拠出分の上限は1,000£)。また、60歳までに引き出しを行う場合は25%分が請求される(ただし、初めて自宅を購入する場合はこれにあたらない)。

(注6) 上記の他、ジュニアISA(18歳未満の英国居住者のための将来の資産形成を促進するための株式型・預金型口座)も存在。口座名義人の両親や祖父母等による年間4,260ポンド(63万円)を限度とした資金拠出に係る配当、譲渡益、利子等が非課税となる。

(備考) 邦貨換算レート: 1ポンド=149円(裁定外国為替相場: 平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## アメリカの段階的課税のイメージ

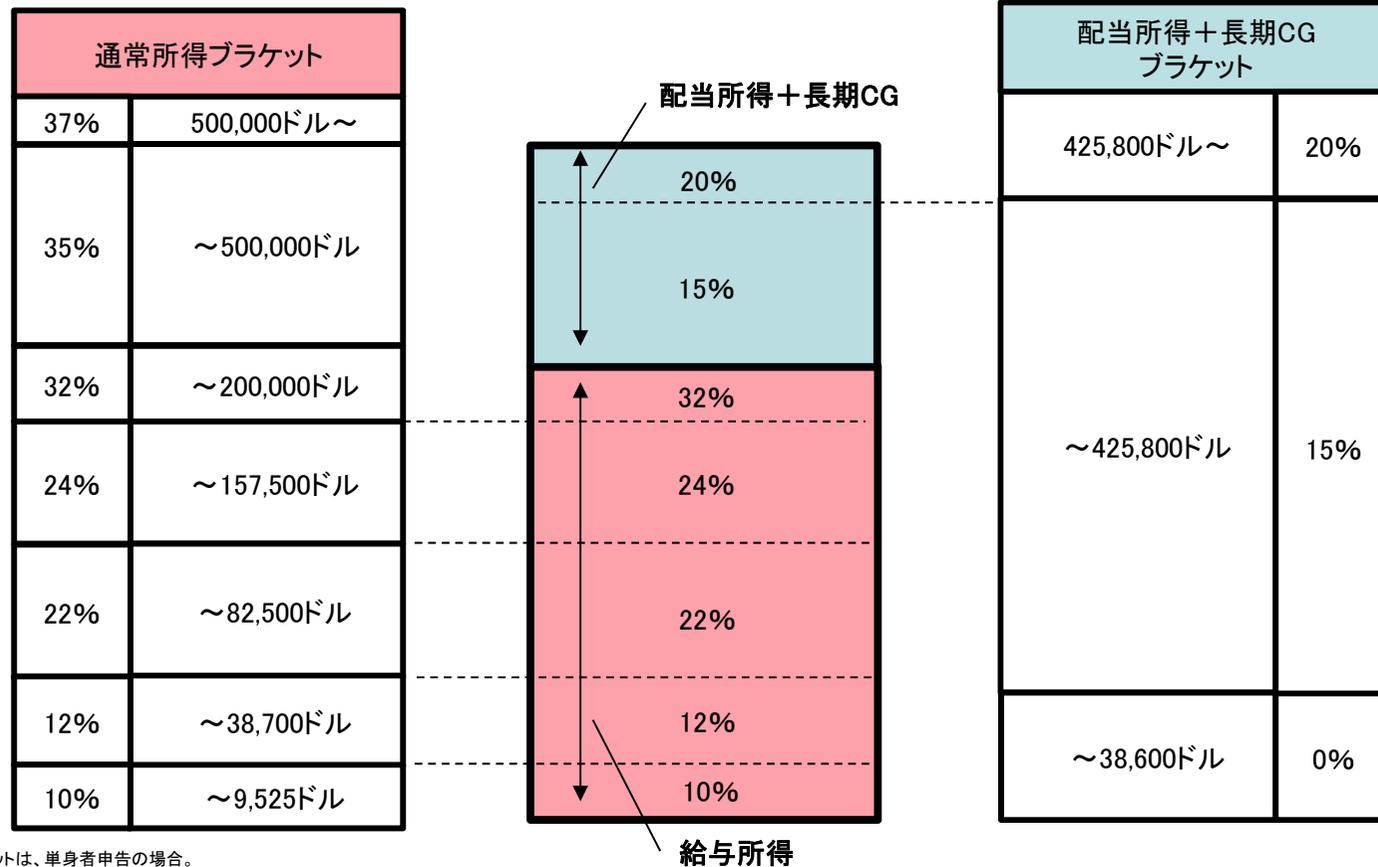
### 【課税方法】

(2018年1月現在)

- (1) 給与所得等の通常所得の次に、配当所得及び長期キャピタルゲイン(CG)を積み上げる。  
 (2) 通常所得、配当所得及び長期CGそれぞれに税率ブラケットが設定されており、それぞれ計算した税額を合算。配当所得・長期CGについては、通常所得と配当所得・長期CGの合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

### 【具体例】積み上げのイメージと適用税率

課税所得: 500,000ドル (内訳 給与所得: 180,000ドル、配当所得及び長期キャピタルゲイン: 320,000ドル)



# イギリスの段階的課税のイメージ

(2018年4月現在)

## 【課税方法】

- (1) 給与等、利子、配当、キャピタル・ゲイン(CG)の順番に収入から控除額を差し引いた額(所得)を積み上げる。
- (2) 所得区分ごとに税率ブラケットが設定されており、(1)で積み上げた所得の高さ(※)に応じて適用する税率ブラケットが決まり、税額を計算。(※)例えば利子の場合、①給与所得と②利子所得の合計額で適用する税率ブラケットが決まる。)

## 【具体例】

### (1) 積み上げのイメージ

### (2) 所得区分ごとの税率ブラケット

前提となる収入額等

#### 〔収入額〕

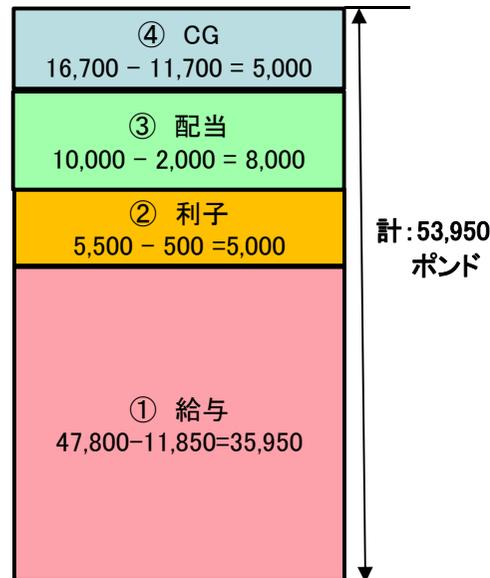
合計:80,000ポンド

(内訳)

- 給与:47,800ポンド
- 利子:5,500ポンド
- 配当:10,000ポンド
- CG :16,700ポンド

収入額:80,000ポンド

控除額:26,050ポンド 差引:53,950ポンド



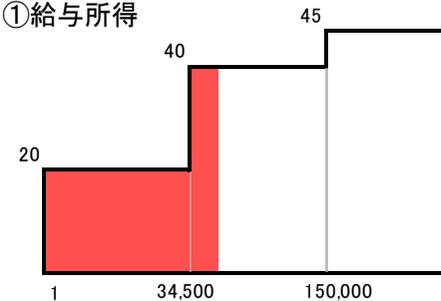
#### 〔控除額〕

総控除額:26,050ポンド

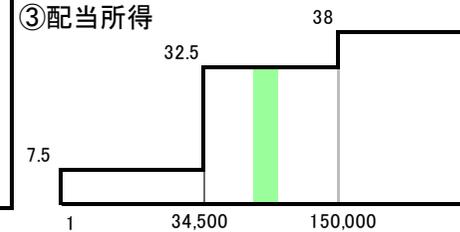
(内訳)

- 基礎控除:11,850ポンド
- 利子所得控除:500ポンド
- 配当所得控除:2,000ポンド
- CG基礎控除:11,700ポンド

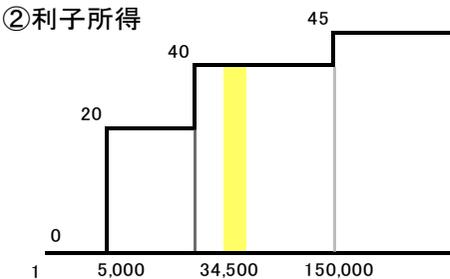
#### ① 給与所得



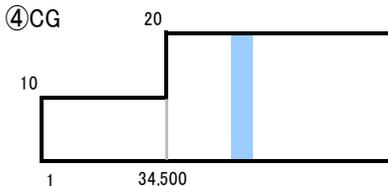
#### ③ 配当所得



#### ② 利子所得



#### ④ CG



(注) 基礎控除は、一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が低減する仕組み。また、利子所得控除については、積み上げた結果、2番目のブラケット(5,001ポンド~34,500ポンド)に属する場合は1,000ポンド、3番目のブラケット(34,501ポンド~150,000ポンド)に属する場合は500ポンドを控除。配当控除(2,000ポンド)とキャピタル・ゲイン基礎控除(11,700ポンド)は定額。その他、配偶者の一方の基礎控除に残余がある場合に、当該残余額を他方の基礎控除に移転できる場合(婚姻控除)等がある。

その他

## 障害者等の少額預金・公債の利子非課税制度（概要）

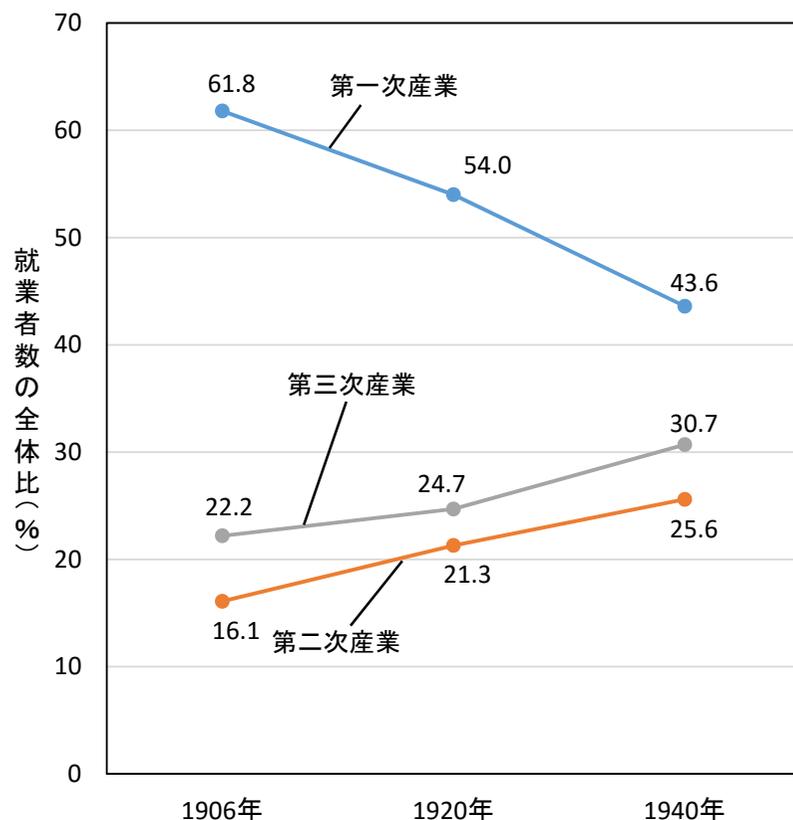
区 分	対象者	内 容	非課税限度額
障害者等の少額預金の利子 所得等の非課税 (障害者等マル優)	障害者等 (障害者、遺族基礎年金の 受給者である妻、寡婦年金 の受給者である妻等)	預貯金、貸付信託、公社債、 公社債投資信託等の利子等	元本350万円
障害者等の少額公債の利子 の非課税 (障害者等特別マル優)	同 上	国債及び公募地方債の利子	額面350万円

## わが国における企業年金の誕生（明治時代の事例）

未定稿

- 明治時代、わが国では、工業化・都市化が進展。農村から都市に移住し、企業（工場等）で働く労働者が増加するなど、働き方が大きく変化した。他方で、公的年金等の社会保障制度は未整備であったため、従来の家族や農村等の支え合いに代わるセーフティネットの整備が重要な課題となったと考えられる。
- こうした中、1905年（明治38年）に「鐘淵紡績」（後のカネボウ）は、一定年数以上勤続した元従業員に対して退職後も継続的に年金を支給する共済制度を整備。現代の企業年金に近い仕組みを通じ、元従業員の退職後の生活保障を図った。

### 20世紀前半の産業構造の変化



（出典）平成12年度年次経済報告（経済企画庁）

### 鐘淵紡績の共済組合（企業年金等）の概要

保険料	月給の3% ※会社が拠出総額の2分の1以上を補助
退職年金の勤続年数要件	男性15年以上、女性10年以上
退職年金の給付内容 <sup>(注1)</sup>	退職後15年間、以下の額を年2回に分けて支給 男性：在職当時の給与の15% 女性：在職当時の給与の10% ※勤続年数が長いほど、給付額も増加。
退職年金以外の主な給付内容 <sup>(注1)</sup>	・在職年金（勤続10年以上の男性・勤続5年以上の女性に支給） ・医療保険 ・労災保険 ・妊産婦への休業補償 ・死亡救済（葬式料・遺族扶助料）
組合員数 <sup>(注2)</sup>	52,276名（1919年時点）

（注1）制度が開始された1905年時点の給付内容を示している。1919年の退職年金の年間給付額は、男性・女性共に在職当時の給与の5%であった。

（注2）「鐘淵紡績株式会社従業員取扱法」（1921年発行）による。